# 〈 農地をお持ちの方へ お手続きのお願い 〉

① 農業者年金を受給されている場合は、死亡の手続きと未 支給分の年金請求の提出が必要となります。

## 窓口 は恵那市内でお近くのJAへ 。

#### 必要なもの

- 農業者年金証書
- ・受給者の戸籍謄本 (受給者の死亡と請求者の関係がわかるもの/コピーでも可)
- ・印鑑(認印で可)
- ・未支給年金を受け取る方の通帳(あればJAの通帳)

未支給年金は受給者の方と生計を同一している方で、次の順で請求できます。

- ●配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ② **農地の相続登記がお済みになったら**、裏面にある届出書の提出をお願いします。

様式は恵那市農業委員会でもお渡しできます。 (行政書士による代理提出も可能)

### 窓口は恵那市農業委員会へ。

## 必要なもの

- ・農地法第3条の3の規定による届出書
- ・登記簿(写し可・相続による所有権移転後のもの)

恵那市ホームページからでも申請書 (Word 様式) がダウンロード出来ます http://www.city.ena.lg.jp/kurashi/life/house/tetsuduki/nouchitenyou3

お問合せ先 恵那市農業委員会事務局 電話0573-26-2111